

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県明石市大久保町谷八木580-16
名称 株式会社明石クリエイト
代表取締役 勝川 一磨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和7年5月21日

許可の有効年月日 令和12年5月20日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年5月21日 新規許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
				無	
		積替え・保管を行う産業廃棄物の種類		取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—			
2	汚泥	—		—	
3	廃油	—		—	
4	廃酸	—		—	
5	廃アルカリ	—		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	—		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	○		—	
13	金属くず	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	—		—	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	—		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

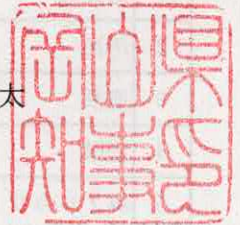
(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

株式会社明石クリエイト

令和7年4月14日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和7年5月21日

岡山県知事 伊原木 隆太



記

1 許可番号 第03300220909号

2 許可の年月日 令和7年5月21日

3 許可の有効年月日 令和12年5月20日

4 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 8種類

5 許可の条件

なし

(教示)

- この処分について不服があるときは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。この場合は、岡山県を被告として（訴訟において岡山県を代表する者は岡山県知事）、提起することとなります。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
				無	
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—		—	
2	汚泥	—		—	
3	廃油	—		—	
4	廃酸	—		—	
5	廃アルカリ	—		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	—		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	○		—	
13	金属くず	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	—		—	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	—		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

- (備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。